

審査会にあたっての感染予防ガイドライン (剣道・居合道・杖道)

1. 県内審査会を開催するにあたって

受審者及び関係者に対し「審査にあたっての感染予防ガイドライン」の内容を徹底する。
また、審査会場となる施設の方針を遵守する。

2. 受審にあたって

- ① 基礎疾患のある方は受審できない。
 - ・ 基礎疾患とは、糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
 - ・ これらの方が理由あって受審する場合は、医師の承認を得るものとする。
- ② 受審者は受審当日に自宅で検温を行い発熱37.5度以上のある時は受審できない。
- ③ 風邪のような症状がある方、体調がよくない方は受審できない。
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方いる場合は受審できない。
- ⑤ 受審者は面マスクを持参する(家庭用マスク可)

3. 入場にあたって

- ① 関係者全員のマスク着用。
- ② 入場口にアルコール消毒液を設置し受審者は手指消毒を行う。
- ③ 体温計を設置検温し37.5度以上の者は入場できない。
- ④ 受付時の密集防止のため係員を増員し最低1メートル以上を保つ。
- ⑤ **見学者、付き添い等は会場に入場できない。**
- ⑥ 雨天の場合、特に密集する恐れがあるため注意して各自、間隔をとること。

4. 受け、審査会場内について

- ① 受付を複数設置し密集を防止する。
- ② 受付時間を分け受審者を分散させる。
- ③ 受審者は受付時間前は入場できない。
- ④ 施設内トイレの出口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。
- ⑤ 窓を開け換気、室温の温度管理を行う。
- ⑥ 私語慎むよう指導を行う。

- ⑦ 人との間隔を1メートル以上取る指導を行う。
- ⑧ 熱中症対策の水分補給をこまめにする呼びかけを行う。
- ⑨ 受審者は実技、形において**マスク着用**し1メートル以上間隔をあける。
- ⑩ 実技合格発表は原則、審査評価表1枚終了毎行う 20人程度、発表は広い場所で行い密集を避ける

5. その他

- ① 受審者は食事の後片付け、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- ② 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は県剣連に速やかに濃厚接触者の有無について報告する。
- ③ その他、特別事項は、要項に記載する。